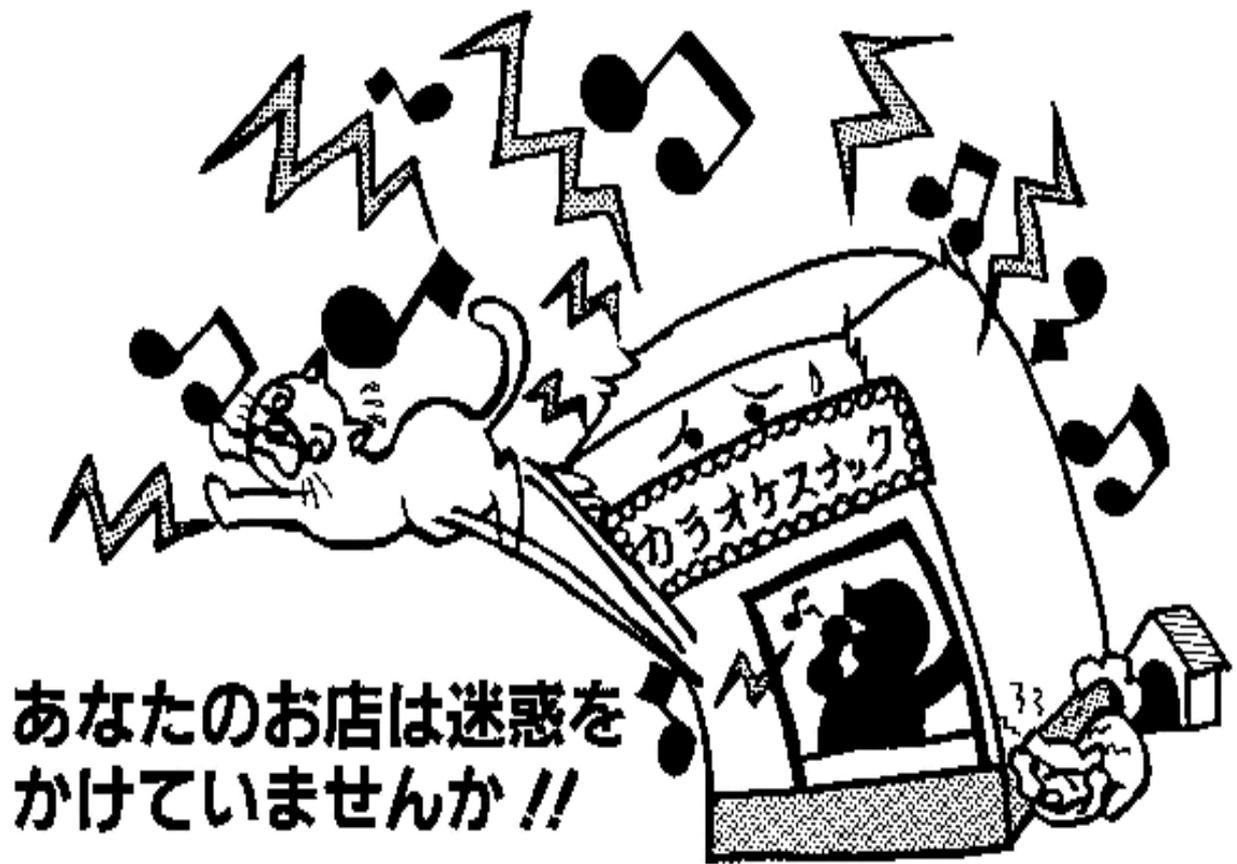


# 営業騒音 防止のために

— 営業者・施工者の方へ —



**あなたのお店は迷惑を  
かけていませんか!!**

飲食店営業等については、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により守らなければならない騒音の基準などが定められています。

このリーフレットをご覧になって、快適な生活環境づくりにご協力ください。

名古屋市環境局

## 営業騒音の規制

### ● 騒音の規制基準（条例第 40 条、条例施行細則第 40 条、条例施行細則別表第 17）

規制対象の営業	地域の区分	規制基準	規制時間
飲食店営業 喫茶店営業 ガソリンスタンド営業 液化石油ガススタンド営業 ボーリング場営業 バッティングセンター営業 ゴルフ練習場営業 テニス場営業 遊泳場営業 アイススケート場営業 カラオケボックス営業	第 1 種低層住居専用地域	4 0 dB	午後 1 0 時 ～ 翌日午前 6 時
	第 2 種低層住居専用地域		
	第 1 種中高層住居専用地域	4 0 dB	
	第 2 種中高層住居専用地域		
	第 1 種住居地域	5 0 dB	
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
	近隣商業地域	5 0 dB	
	商業地域		
	準工業地域		
工業地域	6 0 dB		
工業専用地域	7 0 dB		
その他の地域	5 0 dB		

備考 1：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域に所在する病院・診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m 以内は 5 dB を減じた値とする。

2：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域は、接する境界から 50m 以内は 5 dB を減じた値とする。（備考 1 の適用を受ける区域は除く）



### ● 深夜における音響機器の使用制限（条例第 42 条、条例施行細則第 41 条）

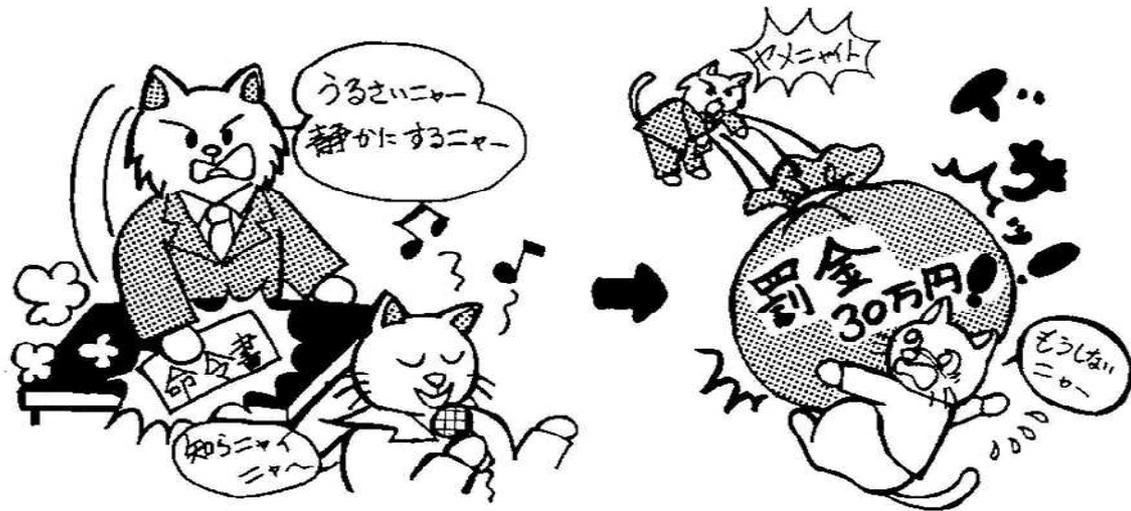
対象営業	対象地域	使用禁止音響機器	使用禁止時間
飲食店営業 喫茶店営業 カラオケボックス営業	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置 有線放送	午後 1 1 時 ～ 翌日午前 6 時

適用除外：音が外へ漏れない場合、制限を受けません。

## 措置命令・措置勧告の罰則

騒音の規制を守らないために、周辺的生活環境が損なわれると認められる場合、措置勧告・措置命令を受けることになります。（条例第44条）

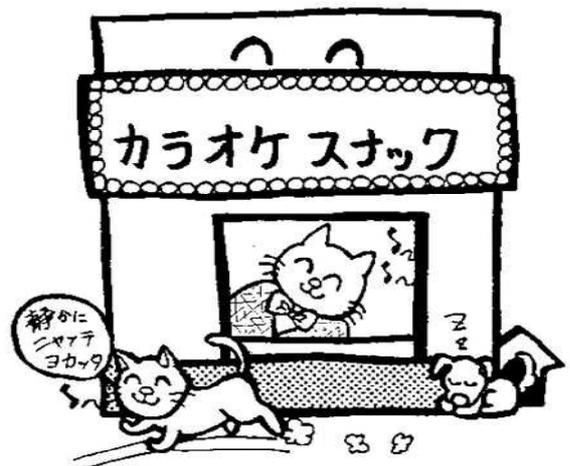
なお、この措置命令に従わないときには、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。（条例第129条）



## お店の音を調べてみてください

- カラオケ等の音響機器は、ご近所の迷惑になっていませんか？お店の雰囲気を演出する有線放送、テレビ、ステレオ、楽器などの音は大きくしていませんか。
- お客様の送り迎えは静かに行っていますか？
- お客様の騒音（駐車場の音、話し声等）で迷惑をかけていませんか。
- 空調機器・換気扇・ダクトなどの音でご近所に迷惑をかけていませんか？お店の外へ出てみて、実際の音を確認してみてください。

※お店の音を測りたい方は、各公害対策課へご相談ください。



## 店舗の例と防音上の注意点

### スピーカー

- 窓や扉などの開口部からなるべく離れた場所に設置してください。
- 音量出力の小さいものにしたたり、必要最小限の数にしてください。
- スピーカーが鳴る時に出る振動が壁や床などに伝わり、音が外に漏れることがあります。ゴムなどでスピーカーの防振支持を行いましょう。

### 音響機器

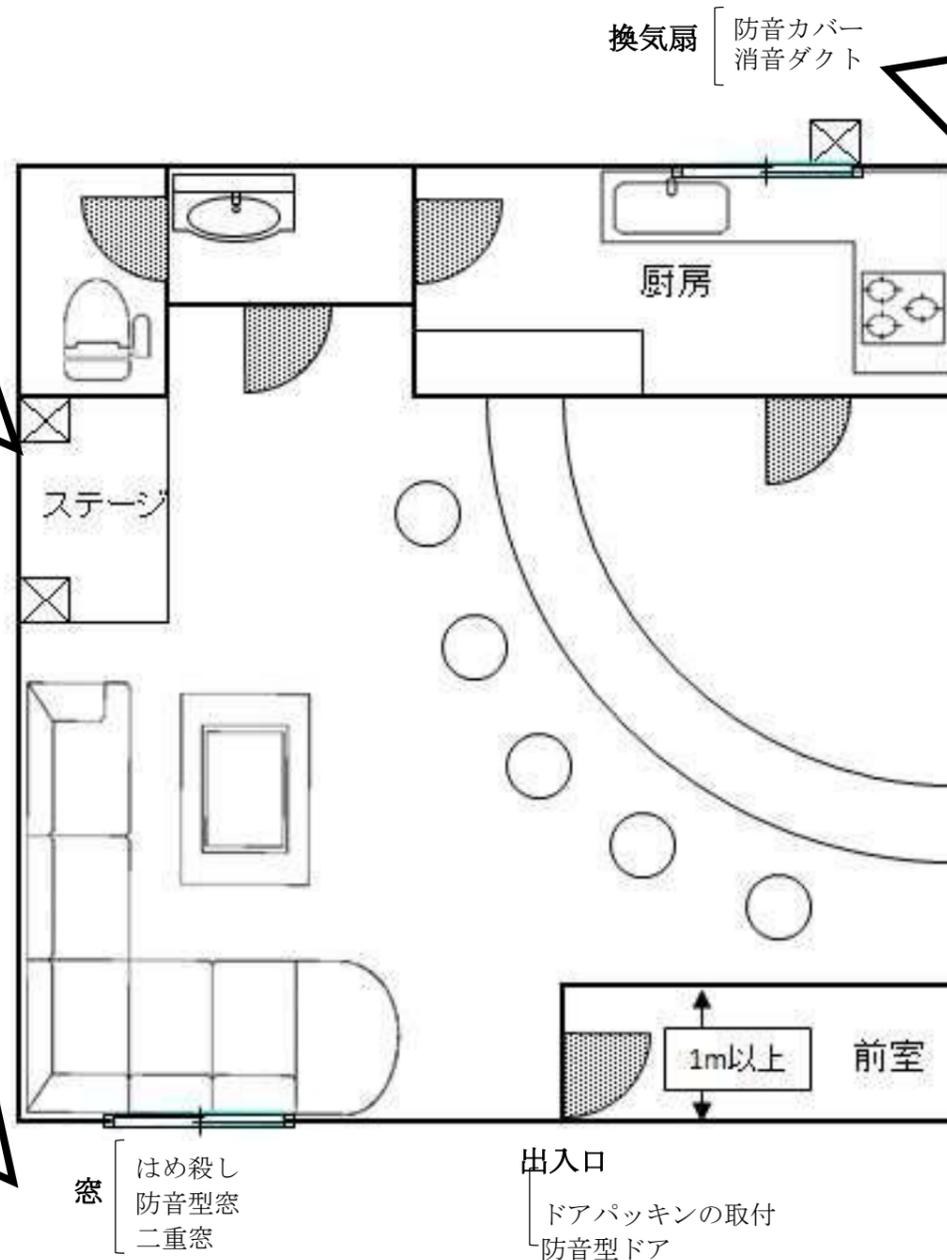
- 音響機器は、お客様が自由に音量を変えられないようにしましょう。
- 使用時間帯に応じた音量がわかるように、音量調節つまみに印をつけるのもよい方法です

### 窓・扉（開口部）

- 窓や扉などの開口部の遮音性能が、その部屋の遮音性能を決定する主要な要素になります。そのため窓がない方が望ましいですが、作る場合には住宅側は避けてください。
- 普及型のアルミサッシの遮音性能はそれほど高くなく、ガラスの厚みを変えても性能に大差はありません。同じように見えても防音型の窓は気密性が高く、かなりの遮音性能が示された製品が出ていますので、必要な能力のものを選んでください。
- はめ殺し窓、二重窓も遮音性能が高く、有効な対策です。
- 出入口はできるだけ防音ドアを使用し、前室を設けるなど二重構造にすると効果的です。
- 施工の際には、枠まわりから音が漏れないように目止めをし、完全に遮音性能を発揮するように調節することが大切です。

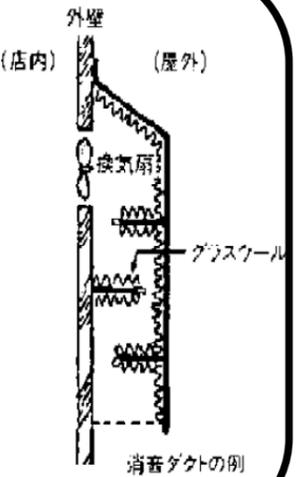
## 苦情等の対応

- カラオケ騒音は、意味のある言葉として聞こえるため、音の大きさ以外に、不愉快な音、気になる音として受け取られ、苦情の原因になります。
- 苦情を受けた場合は、感情的にならないで、早めに、誠意をもって問題解決に努めてください。
- 営業所の外や駐車場での騒ぎ声なども苦情の原因になります。周囲に迷惑のかからないよう注意してください。
- 営業を開始する前に各公害対策課まで事前にご相談下さい。



### 換気扇

- 換気扇は構造上、音が非常に漏れやすい部分です。できる限り住宅のない方向に向けましょう。
- 換気扇は低騒音型にするとともに、消音ダクトや防音カバーを設置しましょう。
- 客室と厨房はできるかぎり別室とし、客室からの音が入らないようにするのもよいでしょう。
- 天井用換気扇を使用する場合は、天井スペースを利用してサイレンサーを設置しましょう。



### 壁・天井

- 遮音材と吸音材を効果的に使用しましょう。
- 二重壁は、中間空気層を100mm以上とると更に効果的です。その場合、特定周波数で共鳴をおこす場合がありますので十分注意してください。
- どんなにいい遮音材を用いても、少しでも隙間があれば音が漏れ、防音効果が激減します。遮音材の継ぎ目などには、非硬化性のシール材をつめて音漏れを防ぐこと（コーキング処理）が大切です。
- 換気扇や扉、換気ダクト、電気器具等の取付部や棚の後ろなどに対策が抜けた部分があると、防音効果がほとんどなくなることがありますので、十分注意してください。

### 遮音材と吸音材

- 遮音材（例：コンクリートブロックなど）は、音を反射させ、透過音を減らします。
- 吸音材（例：グラスウールなど）は、音の反射を防ぎますが、透過音を減らすことはほとんどできません。
- 外部への遮音のための遮音材と、部屋の中の反響を防ぐための吸音材を組み合わせるとより効果があります。

## ■防音効果の目安

防音効果のある建築材料		防音効果 (dB)
窓	アルミサッシ二重窓	25 ~ 30
	防音サッシ	
	アルミサッシ引き違い窓	15 ~ 20
換気扇	消音ダクト・防音カバー	25 ~ 30
壁材	鉄筋コンクリート	40 ~ 45
	コンクリートブロック (モルタル仕上げ)	35 ~ 40
	ALC (発泡コンクリート)	25 ~ 30
出入口	鋼製ドア	20 ~ 25

## 騒音の大きさの目安

120dB	●飛行機のエンジン近く
110dB	●自動車の警笛（前方2m）
100dB	●電車が通るときのガードの下
90dB	●大声による独唱 ●騒々しい工場の中 ●カラオケ（営業所内）
80dB	●地下鉄の車内
70dB	●騒々しい街頭 ●騒々しい事務所の中
60dB	●静かな乗用車 ●普通の会話
50dB	●静かな事務所
40dB	●図書館 ●静かな住宅地の昼
30dB	●郊外の深夜 ●ささやき声
20dB	●木の葉のふれあう音 ●置時計の秒針の音（前方1m）

### 環境保全・省エネルギー設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、公害の防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を実施しています。この融資では、支払った利子に対して、**名古屋市が全額または半額の利子補助**を行います。

融資対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止設備の購入、設置、改造等</li> <li>・公害防止対策のための市内での移転</li> <li>・ハイブリッド・電気・燃料電池自動車等の購入、充電・充填設備の設置</li> <li>・太陽光発電設備の設置、LED照明への入替 など</li> </ul>
融資限度額等	5,000万円（7年返済 金利1.5%） ※移転は7,000万円まで融資可（5,000万円超は10年返済 金利1.7%）
問合せ先	名古屋市環境局大気環境対策課（市役所東庁舎5階） 電話：052-972-2674 FAX：052-972-4155 電子メール：a2674@kankyokoku.city.nagoya.lg.jp

※ 融資対象事業の実施前に、名古屋市・取り扱い金融機関の審査が必要になります。

内容の確認に1～2ヶ月程度かかる場合がありますので、ご利用の際は早めにご連絡ください。

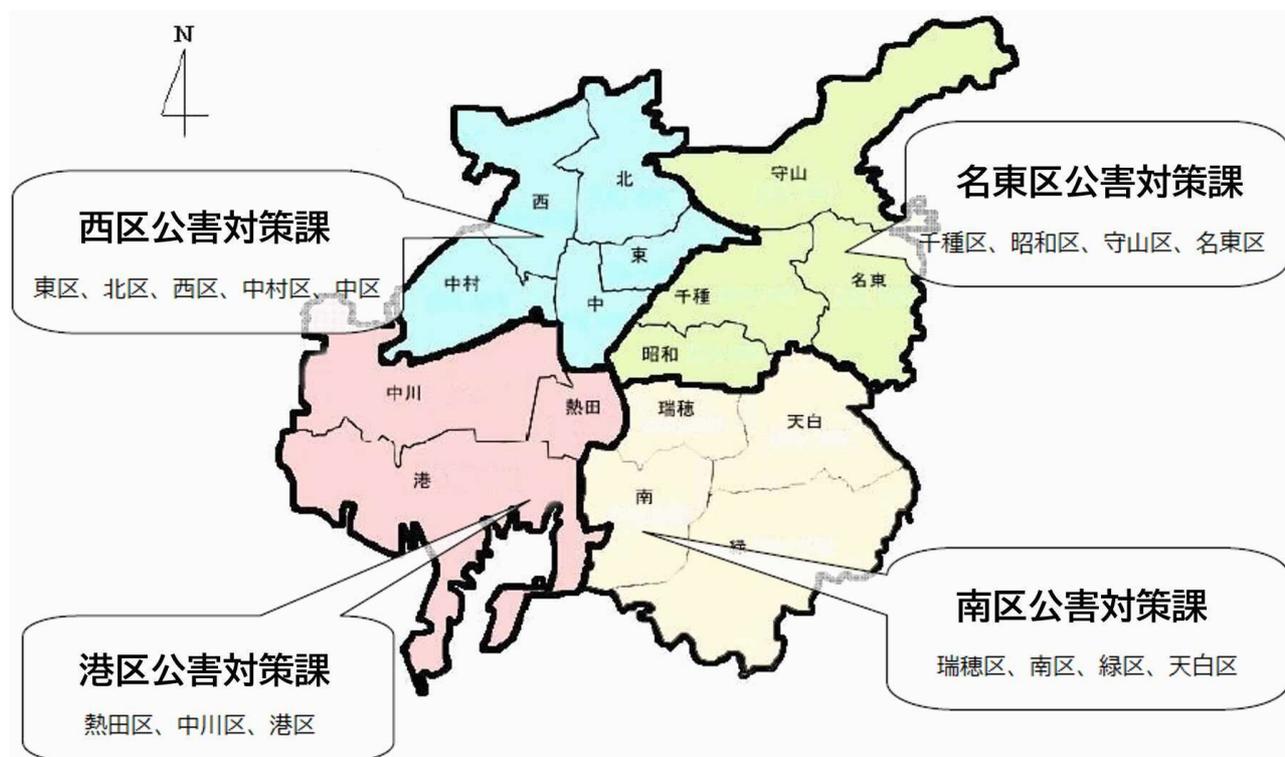


## 届出・ご相談・お問い合わせ先

市外局番 (052)

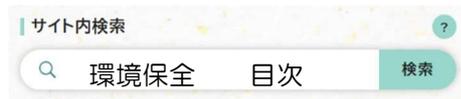
西区公害対策課 (担当区：東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目18-1 (西区役所5階)	☎ 523-4613 FAX 523-4634
港区公害対策課 (担当区：熱田・中川・港)	港区港栄二丁目2-1 (港保健センター3階)	☎ 651-6493 FAX 651-5144
南区公害対策課 (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通3-10 (南区役所2階)	☎ 823-9422 FAX 823-9425
名東区公害対策課 (担当区：千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目50 (名東区役所1階)	☎ 778-3108 FAX 778-3110

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 ☎ 972-2674 (直通) FAX 972-4155



届出書等は名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。

(事業者向け情報→ごみ・環境保全→事業系ごみ・環境保全に関する申請・届出→環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書→騒音・振動関係の届出書等)



届出書等のダウンロードはこちら

(R8.02)